

一般社団法人日本小児看護学会災害支援事業助成実施要綱

助成の趣旨

一般社団法人日本小児看護学会（以下、「本学会」という）は、本学会の使命であるわが国の子どもたちの健康増進を図ることの一環として、学会員による子どもとその家族への災害時の備えおよび発生時の中長期的な看護活動（調査・研究を除く）を支援するため費用の一部を助成する事業を行う。

1. 助成対象テーマ（活動）

- 1) 災害と子どもに関する下記の活動
 - (1) 被災地に対する直接・間接的看護活動
 - (2) 災害看護活動に有益な情報の発信および広報活動
 - (3) 災害発生前の備えに関する子どもと家族への看護活動
 - (4) その他、理事会が認めた活動
- 2) 次に該当する活動は助成対象とならない。
 - (1) 国または地方公共団体の責任に属するとみなされる活動
 - (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体としての活動
 - (3) 社会福祉的な性格の明らかでない団体としての活動
 - (4) 政治、宗教、組合等の手段として行う活動
 - (5) 営利のために行っているとみなされる活動
 - (6) 物資等の寄付や配給を行う活動
 - (7) 他の補助金をもって実施することが適当と認められる活動

※ 本災害支援事業助成において、災害とは国内における地震や豪雨、噴火等の自然災害または大規模な火災や爆発その他の人為的事故等によって人命や社会生活に対する広範囲な被害が生じる状況とし、感染症の拡大に起因する被害を含む。

2. 助成対象者

一般社団法人日本小児看護学会正会員の個人（グループ）、あるいは本学会正会員が所属する団体とし、申請代表者は、当該年度（助成を受けようとする年度）の会費を納入した者とする。

3. 募集方法

災害支援事業助成は、一般公募とする。

4. 災害支援事業助成金

1件20万円を上限とする 年間2件（助成額合計40万円）
但し、各年度の助成額の範囲は毎年理事会で検討、決定する。

5. 助成対象期間

助成期間は、原則として2年間とし、該当年度の4月から翌々年3月までとする。

6. 申請方法

一般社団法人日本小児看護学会指定の災害支援事業助成金交付申込書（様式1-1、様式1-2）に必要事項を記入し、「助成申請・報告フォーム」から災害支援事業の助成を選択し、申請する。

7. 選考方法

選考は、災害対策委員会で行い、理事会で最終決定を行う。選考については非公開とする。応募数および採択数が年間2件に満たない場合の再公募は原則実施しない。

8. 選考基準

以下の点を考慮し、総合的に勘案して選考する。

- 1) 日本小児看護学会の助成趣旨である「子どもの健康増進」に貢献し、本学会が助成するにふさわしい支援事業である。
- 2) 社会的要請度が高く、支援事業の社会的意義が大きい。
- 3) 支援事業の目的が明確で、支援事業計画・支援方法が十分に検討され、支援事業の成果が期待される。
- 4) 倫理的配慮がなされている。
- 5) 具体的な計画と適正に見積もられた予算にもとづく支援事業である。

9. 採否の通知

選考結果は、申請者に対して「選考結果通知書（様式 5-1、様式 5-2）」にて通知する。

尚、採否の理由に関しては、公表しない。

10. 助成対象者の義務

助成を受けた者は、災害支援事業助成期間最終年度終了後の翌月末（原則 4 月 30 日）までに、「災害支援事業終了報告書」（様式 2-1、様式 2-2）、「出納帳」（様式 3）、領収書を添付した「領収書添付用紙」（様式 4）、通帳のコピー、必要に応じて会計報告に関するその他の書類を PDF 化し、zip ファイルを作成し、学会ホームページ「助成申請・報告フォーム」より提出する。

尚、助成期間終了後に本災害支援事業について、学会ホームページ等で公表することとし、公表に際しては、一般社団法人日本小児看護学会の助成を受けたことを明示するとともに、刊行物に掲載した場合は PDF 化したファイルを本学会に提出する。

11. 災害支援事業助成金の使途

災害支援事業助成金の交付対象となる経費は、災害支援事業計画の遂行およびとりまとめに必要な経費（会議費、旅費・交通費、郵送・通信費、備品費、消耗品費、印刷費、雑費、謝金、その他）とする。なお、備品費（本災害支援事業に直接必要な機材等の購入費）は、原則申請額の 50% 以内とする。

12. 助成の取り消し

被助成者が次の項目に 1 つでも該当する時は、事業助成金の全額もしくは一部を本学会に返還させることができる。

- 1) 助成決定後、事業を一部休止または廃止したもの
- 2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- 3) 事実と異なる申請または使途報告を行ったとき
- 4) その他、本学会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合

13. その他

この実施要綱に定めるもののほか、災害支援事業助成にかかわる事項は、災害対策委員会委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附則 この実施要綱は、2020 年 6 月 14 日より施行する。
この実施要綱は、2023 年 3 月 18 日より施行する。
この実施要綱は、2024 年 10 月 12 日より施行する。